

2021年9月1日

8月25日付けでいただきました依頼について、以下のとおり回答いたします。

質問事項1, 2, 4について

核物質防護対策を定める核物質防護規定については、当時の原子炉等規制法第43条の2第1項において「特定核燃料物質の取扱いを開始する前に、(略)認可を受けなければならない」と規定されており、これに照らせば、島根原子力発電所3号炉増設に係る同発電所の核物質防護規定の変更認可申請は、3号炉施設に燃料の搬入を開始するまでに認可を受ければ良く、3号炉増設に係る設置変更許可時点において具体的な核物質防護対策が講じられていることを求めていたわけではありません。

なお、3号炉増設に係る設置変更許可は、当時の経済産業省原子力安全・保安院において、当時の原子炉等規制法第26条第4項において準用する同法第24条第1項への基準適合性を確認し許可されたものであり、当該審査では、具体的な核物質防護対策ではなく、主に安全機能を有する設備等の基本的な設計方針を確認しています。

質問事項3. について

島根原子力発電所3号炉増設に係る設置変更許可の申請書や審査書にご指摘の小屋についての記載はありません。

要請事項について

島根原子力発電所3号炉増設に係る核物質防護対策については、原子炉等規制法に基づく核物質防護規定の変更認可の審査や検査において確認しており、今後も、当該規定の変更認可申請等があれば厳正に審査します。

問い合わせ先:

原子力規制庁原子力規制部実用炉審査部門

電話: 03-5114-2111 (直通)